

## 別記1 県外からの出願（桃花台学園）

1 一家転住などのやむを得ない理由により、他の都道府県から桃花台学園の入学を志願する者は、あらかじめ桃花台学園校長の承認を受けなければならない。

2 県外からの入学志願承認に当たって、「やむを得ない理由」のある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本人及び保護者の住所が山梨県内にある者
- (2) 保護者が転勤等のために山梨県内に居住することが確実となった者又は現に山梨県内に居住している者
- (3) 山梨県内の児童福祉施設に他の都道府県から措置入所している者
- (4) 山梨県内の児童福祉施設に他の都道府県から契約入所している者
- (5) その他特別な事情がある者

3 申請手続

(1) 2に該当する者の保護者（保護者が親権を有しながら所在不明の場合は、保護者に相当する者をいう。以下同じ。）は、通学区域外又は県外入学志願承認願（様式2）に住民票の写し（令和6年12月1日以降のもので、本人、保護者及び同居の家族に関するもの）1通を添えて、桃花台学園校長に申請する。

なお、保護者の転勤又は転居によるときは、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を更に各1通添えるものとする。児童福祉施設等への入所によるときは、在所証明書等を更に各1通添えるものとする。

(2) 桃花台学園校長は、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは申請者に通学区域外又は県外入学志願承認書（様式3）により承認条項を明示し通知する。

4 申請期間

令和7年1月7日（火）、1月8日（水）の午前9時から午後4時まで及び1月9日（木）の午前9時から正午までとする。